

平成三十一年三月

平成三十一年二月文京区議会定例議会議案(二)

文
京
区

目次

議案第五十四号 文京区国民健康保険条例の一部を改正する条例

.....
1頁

議案第五十四号

文京区国民健康保険条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成三十一年三月十四日

提 出 者 文京区長 成 澤 廣 修

文京区国民健康保険条例の一部を改正する条例

文京区国民健康保険条例（昭和三十四年十一月文京区条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項及び第四項第二号ただし書中「第三十五条第一項第三号」を「第三十五条第三号」に改める。

第十五条の四第一号中「百分の七・三二」を「百分の七・二五」に、「百分の六十三」を「百分の六十二」に改め、同条第二号中「三万九千円」を「三万九千九百円」に、「百分の三十七」を「百分の三十八」に改める。

第十五条の八中「五十八万円」を「六十一万円」に改める。

第十五条の十二第一号中「百分の二・二二」を「百分の二・二四」に、「百分の六十三」を「百分の六十二」に改め、同条第二号中「一万二千元」を「一万二千三百円」に、「百分の三十七」を「百分の三十八」に改める。

第十六条の四第一号中「百分の一・三三」を「百分の一・四一」に、「百分の五十三」を「百分の五十四」に改め、同条第二号中「百分の四十七」を「百分の四十六」に改める。

第十九条の二中「五十八万円」を「六十一万円」に改め、同条第一号ア中「二万七千三百円」を「二万七千九百三十円」に改め、同号イ中「八千四百円」を「八千六百十円」に改め、同条第二号中「二十七万五千円」を「二十八万円」に改め、同号ア中「一万九千五百円」を「一万九千九百五十円」に改め、同号イ中「六千円」を「六千五百円」に改め、同条第三号中「五十万円」を「五十一万円」に改め、同号ア中「七千八百円」を「七千九

百八十円」に改め、同号イ中「二千四百円」を「二千四百六十円」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の文京区国民健康保険条例第十五条の四、第十五条の八、第十五条の十二、第十六条の四及び第十九条の二の規定は、平成三十一年度以後の年度分の保険料について適用し、平成三十年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(説 明)

保険料率等を改定するとともに、国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）の一部改正に伴い、保険料賦課限度額の改定及び保険料軽減対象の拡大を行うほか、規定を整備するため、本案を提出いたします。

